

施 工 条 件 の 明 示

工事名 区画道路補修工事（東深井区画174号線）

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 道路上の施工については、舗装の復旧をおこない交通の支障にならないようにする。（作業時間帯以外は開放すること。） 2. 交通規制を伴う作業時間帯については、原則として午前9時～午後5時とする。
用 地 関 係	1. 着工前に道路境界の確認を行い、境界に疑義がある場合には監督員と協議を行う。 2. 施工において、道路境界杭や道路境界プレート等の施設の一時撤去が必要となる場合、事前に監督員と復元方法について協議すること。
公害対策関係	1. 本工事の施工については、通常の施工法によるものとするが、万一公害が生じたり、または生ずる恐れがある場合には、別途監督員と協議をする。 ただし、受注者の施工上の欠陥による場合はこの限りではない。 2. 本工事に使用する建設機械は、排出ガス対策型（低騒音）のものとする。
安全対策関係	1. 本工事は通行止めにより施工するものとし、作業時間中（休憩時間を含む）は交通誘導員（5名以上／日）を適所に配置すること。 2. 作業の実施上消去した路面表示等は、1日の工程終了後、速やかに原形に仮復旧したのち、交通開放しなければならない。
工事用道路関係	
仮 設 備 関 係	
建設副産物関係	1. 特記仕様書の第2章、建設副産物対策によるものとする。
工事支障物件等	1. 架空線及び地下埋設物については、関係企業と連絡を十分行い施工すること。 また、支障となる場合は速やかに監督員に報告すること。 2. 施工範囲内にある公共基準点について破損した場合は復旧方法について監督員と協議すること。 3. 平坦性の確保に努めること。
薬液注入関係	
そ の 他	